

## 広島県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年八月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉富豊栄線	世羅郡世羅町大字小国字中島四七一九番一地先から 世羅郡世羅町大字小国字鳴戸五三三五〇番六地先まで	平成二七年八月三日